

令和6年5月29日

芦屋市議会議長 帰山 和也 様

芦屋市議会議員 たかおか知子

議員発言に関する法的確認と名誉回復の申し入れ

1 要請の趣旨

令和5年3月22日に芦屋市議会で開催された定例会において審議された「議員提出議案第36号」に関する討論内容は、議事録に記載されました。公明党を代表して討論した田原俊彦議員(以下「田原議員」といいます。)の発言は、市民に対し、たかおか知子議員(以下「当職」といいます。)が刑法犯であると摘示し、あるいは、当職が刑法犯であるかのような印象を与えるものであり、長期にわたり将来においても、当職及び当職の家族の名誉を著しく傷つけています。下記の点について、6月中に書面での回答を求めます。

記

以上

1. 田原議員の発言部分について、議事録の修正を行ってください。
2. 田原議員に対して聞き取りを行い、詳細を確認してください。
3. 田原議員の主張が法的に正しいというならば、その法的根拠を示してください。
4. 当職が示した法的根拠を否定できない場合は、議会としての声文出し、公表してください。

2 要請の理由

(1) 田原議員の発言

＝登壇＝公明党を代表して、議員提出議案第36号、たかおか知子議員に対する問責決議に、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど来、議員提出者の提案趣旨の説明、また質疑、それから討論とお聞きをしておりますが、今回の問責決議の肝は、提出者はそういう表現をされていたけども、この文面でいう真ん中辺りですね。「さらに、たかおか議員自身に不利な部分の録音データが意図的に削除編集されていたと指摘されていたことが新聞でも報道された。」、これは新聞でも報道されたという表現ですが、先ほどの弁明のときでも、当該たかおか議員は、その削除編集したことを御自身も認めておられる。

それから、2行下がって、「この行為は、」の「この行為」というのは、この音声データを意図的に削除編集した行為で、これが「市政への」云々に抵触する。ここだけのポイントなんですね。それをハラスメント問題に広げて議論をするから、とても分かりにくい。ここをきちっと押さえていただきたいと、まず申し上げます。

たかおか議員は、昨年11月に正副議長から6件、また市議会事務局長から5件、ハラスメントを受けたとして、市と市議会に対応を求める要請書を提出されました。これを受けて、市議会とたかおか議員ともに同意した弁護士2名による第三者の調査が発足し、3か月余りの調査の結果、3月上旬、今月上旬に調査結果が報告されました。

調査結果の要旨は、たかおか議員が正副議長、また市議会事務局長、それぞれによるハラスメントとして主張する事実について、「その事実の存在自体が認められないものも存在し、全体において、ハラスメントと評価すべき点はない」とされ、最後に、「以上のとおり、申立人」、つまりたかおか議員に「対するハラスメントは

存在しないことを確認した旨報告する」と結ばれています。これらは議会が報告書の抜粋として頂いた文面です。

この第三者の弁護士が調査を行う際に、申立人であるたかおか議員、また、被申立人である正副議長、市議会事務局長は、それぞれ証拠となる資料の提出を求められました。

弁護士の報告書によると、たかおか議員から証拠として提出された録音データのうち、少なくとも2件については、たかおか議員によって、たかおか議員に不利な部分が意図的に削除編集されていたと指摘しています。録音データの削除編集した行為を第三者の弁護士は少なくとも2件と表現し、たかおか議員にとって不利な部分を意図的にと表現しています。これについてたかおか議員は、問題の本質ではないところは削除したと、さきの弁明をされていました。

しかし、よく考えていただきたい。この録音データの問題の本質、あるいは必要な部分の判断は、誰がするのでしょうか。たかおか議員自身がするんですか。正副議長、市議会事務局長がするのでしょうか。私は違うと思います。調査をするに当たり、その内容が問題の本質かどうか。また、必要か不必要かの判断をするのは、調査をする第三者の弁護士です。

言葉は、生きていと言われます。会議など複数の人数で意見を交わすとき、その一部分だけを取り上げたり、あるいは削除しては、その前後の内容の真意が分からないことがあります。

ましてや、報告書で、たかおか議員に不利な部分が意図的に削除編集されたと指摘されていることは、この1点で決して許されることではないと考えます。

録音データの意図的な削除編集は、調べてみますと、刑法第161条の2に該当するおそれがあります。少し長いですがその条文を紹介します。

刑法第161条の2、第1項、「人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理

の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録」、今回で言えば音声データも含まれます。「電磁的記録を不正に作った者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」。続けて同条の第2項には、「前項の罪が公務所」、この公務所というのは、いわゆる役所と解していいと思いますけども、「前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、10年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」とあります。

ここでいう公務員という言葉は、刑法の第7条に定義があり、「「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう」。つまり、私たち議員も含まれています。これを電磁的記録不正作出罪というそうです。

今後、万一、ハラスメント事案が起こったとしたら、もちろん起こしてはなりません。が、万一、起こったとしたとき、仮に今回のたかおか議員による音声データの意図的な削除編集を見過ごすことがあったとするならば、同様の行為を芦屋市議会が認めていると理解されるに違いありません。今後は、このような行為を一切認めてはなりません。

(2) 刑法第161条の2に該当することはあり得ないこと

田原議員は、「刑法第161条の2に該当するおそれがあります。」と述べた上で、条文を読み上げています。

しかし、同条の「不正に作った」とは、広く解釈したとしても、電磁的記録の作出権限なく又は作出権限を濫用して記録媒体上に電磁的記録を存在するに至らしめることをいいます(山口厚『刑法各論〔第2版〕』476頁)。しかも、システムの設置運営主体であって、本来記録の内容等を自由に決定できる者が記録を作出する場合には、その内容に虚偽があっても、不正作出にはあたらないとされています(前掲山口)。

ハラスメント申告者がハラスメント行為の証拠である自ら録音した音声データの一部をカットする行為は、ハラスメント申告者が自由にできる行為であり、権限外の行為でも権限を濫用したわけでもありません。証拠を選別する行為が、ハラスメント行為にかかる事実認定等において不利益に取り扱われることはあり得たとしても、そのことと「不正作出」か否かは全く別問題です。したがって、当職の行為は電磁的記録不正作出罪(刑 161 条の 2)に該当しません。

そもそも、同条が想定している典型例は、外れた勝馬投票券の磁気ストライプ部分に的中券のデータを印磁した行為(甲府地判平 1・3・31 判時 1311・160)、パソコン通信のホストコンピュータ内の顧客データベース・ファイルに登録された情報を無断で変更する行為(京都地判平 9・5・9 判時 1613・157)等です。当職の行為とは、全く別次元の事態が典型例として想定されています。したがって、当職の行為が電磁的記録不正作出罪(刑 161 条の 2)に該当しないことは、少し調査すれば容易に判明したことです。

なお、「公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録」とは、公務所又は公務員の権限により作成されるものを指しますので、ハラスメント申告者がハラスメント行為の証拠として自ら録音した音声データがこれに該当しないことは明らかです。

よって、当職の行為は、電磁的記録不正作出罪(刑 161 条の 2)に該当することはありません。

(3) 田原議員の発言が名誉を毀損すること

田原議員の発言は、市民に対し、当職が刑法犯であると摘示し、あるいは当職が刑法犯であるかのような印象を与えるもので、名誉を毀損するものです。しかも、「議員」が161条の2第2項の公務員に該当すると述べ、より重い刑罰が科される可能性を摘示しています。

上記(2)記載とおり、当職の行為が、電磁的記録不正作出罪(刑 161 条の 2)に該当することはあり得ませんので、田原議員の名誉毀損発言の違法性が阻却されることはありません。

したがって、申し入れの趣旨記載のとおり、①議会におかれましては、田原議員発言部分にかかる議事録の修正、②田原議員に対しては、聞き取り調査が必要不可欠です。

(4) ハラスメント行為の申告を委縮させる発言であること

議会として懸念するべきは、田原議員の発言が、公務員ないし議員のハラスメント被害申告を委縮させる点です。

上記(2)記載のとおり、ハラスメント申告者がハラスメント行為の証拠を選別する行為は、ハラスメント申告者の自由です(念のため付言すると、当職は存在しない音声を作成しているわけではありませんし、調査報告もそのような認定をしているわけでもありません。)。そうした選別行為がハラスメント行為にかかる事実認定等において不利益に取り扱われる可能性があることとは別次元の問題です。

そもそも、当職がハラスメント行為にかかる証拠を提出した先は、警察でも裁判所でもなく、市議会が調査・報告を依頼した弁護士に過ぎません。その当否は措くとして、民事訴訟等においても、音声データの一部のみを証拠提出するということがあり得ない事態ではないようです。仮に、民事訴訟において、ハラスメント申告者がハラスメント行為の証拠として自ら録音した音声データの一部をカットして提出したとしても、そのことが事実認定等において不利益に取り扱われる可能性があったとしても、刑法犯等と非難されることは考えられません。

このように仮に、当職による音声データの一部のカット行為が不適切であったとしても、その行為が刑法に抵触するとまで非難することは社会常識から逸脱していると言わざるを得ません。

それにもかかわらず、田原議員は、議会において、当職が刑法犯であると摘示し、あるいは当職が刑法犯であるかのような印象を与える発言をしているのです。こうした発言は、公務員ないし議員によるハラスメント被害申告を委縮させるという観点からも極めて不当なものです。

こうした観点からも、議会におかれましては、田原議員発言部分にかかる議事録の修正、田原議員に対しては、聞き取り調査が必要不可欠です。

(5) 田原議員の主張が法的に正しいと法的根拠が示されていないこと

田原議員の主張が法的に正しいかどうかは、詳細な法解釈と事実認定に依存しますが、現時点で提供された情報に基づくと、申立人の行為が刑法第161条の2に該当する可能性は低いと考えられます。したがって、田原議員の主張が正しいと議会が判断する場合は、法的専門家に対して以下の点について具体的な法的判断を示すことが不可欠です。

ア) 刑法第161条の2の適用範囲とその解釈の事例

イ) 申立人の行為が「不正に作出された」と見なされる法的根拠

ウ) 田原議員の主張が正しいという過去の類似事例における判例

このように、具体的な法的根拠を明示し、詳細な法解釈と事実認定に基づく判断を求めることで、議論の焦点を明確にしこうした法的根拠を議会として明確にできない場合は、議会の市民に対し偽りの内容を議会として残存していることを議会として認めていることとなります。

したがって、議事録の修正や田原議員に対する聞き取り調査は妥当であり、当職が示した法的根拠を否定できない場合、議会として声明文を公表することも必要です。その事実を明確に伝える声明文を公表しないことは、市民の信頼を著しく損なう行為にあたります。

以上